

AFP資格の再認定要件と手続きについて

	再認定要件	手続き
① 継続教育単位の取得	<p>A一般会員移行日から、1年以内に「FP実務と倫理」1単位以上を含む3課目以上で、22.5単位を取得し、所定の手続きにて再認定の申請を行う。</p> <p>B一般会員移行日から、2年以内に「FP実務と倫理」1単位以上を含む3課目以上で、30単位を取得し、所定の手続きにて再認定の申請を行う。</p> <p>※SG・講師・執筆の場合、有効単位数の上限は必要単位の50%までです。</p>	<p>『Myページ』の「取得単位の記録と確認／更新手続」に所定の単位をご入力ください。弊会でAFP資格再認定手続きを行いますので、ご自身でのお手続きは不要です。</p> <p>※書面でのお手続きをご希望の場合は、協会に書面をご請求いただき、再認定手続き申請をしてください。 ※再認定の申請にあたって、単位取得証明書類の提出が必要な場合があります。</p>
② 2級FP技能検定の合格	<p>2級FP技能検定を受検して合格し、所定の期限(合格した試験日の翌々年度末)までに所定の手続きにて再認定の申請を行う。</p> <p>※2級FP技能士取得者が2級FP技能検定を再受検する場合、学科試験を免除申請することができます。</p>	<p>2級FP技能検定合格後、『Myページ』の『AFP資格の再認定手続きはこちら』より再認定手続き申請をしてください。</p> <p>書面でのお手続きをご希望の場合は、協会に再認定専用の申請書類をご請求いただき、再認定手続き申請をしてください。</p> <p>※合格証書とともに新規会員登録申請書が同封される場合がありますが、再認定専用の申請書類がありますので、書面でのお手続きをご希望の場合は必ず協会にご請求ください。</p>
③ AFP認定研修の修了 (1級・2級FP技能士取得者のみ対象)	<p>AFP認定研修(技能士課程)を受講して修了し、所定の期限(修了日の翌々年度末)までに所定の手続きにて再認定の申請を行う(1級・2級FP技能士取得者のみ対象)。</p> <p>※AFP認定研修(技能士課程)を開催している認定教育機関は、日本FP協会ホームページをご参照ください。</p>	<p>AFP認定研修(技能士課程)修了後、協会側で再認定手続きを行いますので、ご自身でのお手続きは不要です。</p> <p>再認定までに最大で2カ月ほど要しますので、再認定をお急ぎの場合は、『Myページ』の『AFP資格の再認定手続きはこちら』より再認定手続き申請をしてください。</p> <p>書面でのお手続きをご希望の場合は、協会に書面をご請求いただき、再認定手続き申請をしてください。</p>

退会者の方

日本FP協会を退会した方は、②③のいずれかの再認定要件を満たし、AFP資格登録(入会)手続きをすることで、AFP資格の再認定を受けることが可能です(お手続き方法は異なります)。退会者の方がAFP資格の再認定(再入会)を受ける場合、入会金10,000円(課税対象外)、年会費12,000円(課税対象外)が必要となります。

※会費未納による退会となった方は、再入会できない場合があります。